

会報 ながの

第203号
平成30年新年



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明

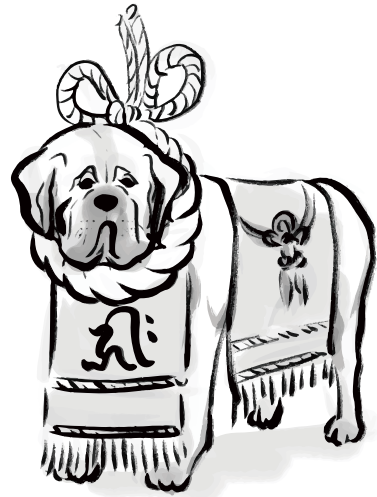
私の友人であり、プロより沢山現場に出ているカメラマンでもある甲田様より、新年に相応しい写真を提供して頂きました。参道に朝の光が差し込み、凛とした空気とともに、新しい力が湧いてくるような気持ちになります。

今年も良い一年になりますように。

(広報部長 松永 宏樹)

迎春

平成30年元旦



長野県土地家屋調査士会

会 長	松 本 誠 吾
副 会 長 (総務部・財務部担当)	金 田 政 孝
副 会 長 (業務・研修部担当)	中 塚 憲
副 会 長 (広報部担当)	成 田 俊 雄
副 会 長 (社会事業部担当)	竹 花 伸 一
理 事 (総務部長)	堀 内 正 敏
理 事 (業務・研修部長)	平 井 克 尚
理 事 (広報部長)	松 永 宏 樹
理 事 (社会事業部長)	田 口 正 幸
理 事 (総務)	清 野 康 雄
理 事 (総務)	鈴 木 良 介
理 事 (業務・研修)	川 上 陽 次 郎
理 事 (業務・研修)	清 住 利 男
理 事 (業務・研修)	三 原 雅
理 事 (広報)	鎌 倉 聖
理 事 (社会事業 (兼) 財務)	清 水 泰 之
理 事 (社会事業)	久 保 智 則
理 事 (社会事業)	小 林 信 吾
理 事 (社会事業)	中 坪 秀 次

目 次

「新年のご挨拶」……………	会長	松本誠吾	3
新年の御挨拶……………	長野地方法務局長	本田法夫	4
年男・年女に聞く……………	飯山支部	小林克彦	6
……………	松本支部	牛越一明	6
……………	松本支部	高木佳克	7
連載企画 熊本地震報告 第2回……………			8
関東ブロック協議会担当者会同参加報告			
「関東ブロック協議会担当者会同」に参加しての雑感	副会長(財務部長)	金田政孝	9
……………			
関東ブロック協議会総務担当者会同 参加報告……………	総務部長	堀内正敏	10
関東ブロック協議会業務担当者会同に参加して……………	業務研修部長	平井克尚	11
関東ブロック協議会広報担当者会同に参加して……………	広報部長	松永宏樹	13
関東ブロック協議会ADR担当者会同に参加して	ADR運営委員会委員長	上島孝雄	14
……………			
他会研修会参加報告			
第1回神奈川会研修会に参加して(報告)……………	伊那支部	伊藤肇	16
所有者不明土地問題を考えるシンポジウムに参加して	社会事業部理事	中坪秀次	19
……………			
「建築・住宅に係わる消費者総合相談体制の構築に向けた」打ち合せ会議に出席して	社会事業部理事	清水泰之	20
……………			
『第5回境界問題連絡協議会』に出席して……………	ADR運営委員	関戸正幸	21
ききょう寺子屋教室2017「キッズお仕事チャレンジ」参加報告	社会事業部長	田口正幸	23
……………			
黄綬褒章を受章して……………	長野支部	上原兼雄	25
藍綬褒章を受章して……………	諏訪支部	藤森英俊	26
支部だより			
長野支部研修旅行……………	長野支部	大内一之	27
飯山支部の近況紹介……………	飯山支部	小林敏則	28
明海大学同窓会組織にて調査士の仕事を紹介……………	上田支部	立野裕紀	29
現代は古代にまさるか……………	佐久支部長	柳澤良幸	30
諏訪地区旅行 よみがえった陽明門 日光東照宮の旅……………	諏訪支部	田中健吾	31
伊那支部司調会レクリエーションに参加して……………	伊那支部	倉島誠一	32
飯田支部研修旅行……………	飯田支部	森慎一郎	33
松本支部研修旅行……………	松本支部	成田充	34
支部便り……………	木曾支部長	越取淳一	36
持ち主不明の土地、「九州」より広く「満州国在住」の登記も	大町支部	西山登美男	37
……………			
全国青年土地家屋調査士大会in岩手参加報告……………	長野支部	猪飼健一	38
関ブロ親睦ゴルフ大会報告……………	伊那支部	原一馬	41
詰将棋……………	長野支部	北原匡尚	41
平成29年度土地家屋調査士試験合格証書交付式……………			42
伝言板			
連絡網訓練結果報告……………	総務部長	堀内正敏	42
……………			
広報部からのお知らせ……………	広報部長	松永宏樹	43
平成29年度 第2回長野県土地家屋調査士会会員研修会のお知らせ	業務研修部長	平井克尚	44
……………			
会務日誌……………			46
会員の動静……………			50
編集後記……………			52



「新年のご挨拶」

会長 松 本 誠 吾

明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、日頃から本会事業へご理解ご協力を頂いておりますこと、有り難く厚く御礼を申し上げます。

さて、今年の総会で掲げた事業計画大綱では、日本は世界一安全と言われる治安、おもてなしの国、先進国と言われながら何故なのか世界幸福度ランキングが51位であったことから、「衣食住」は生活の基本条件であり、我々の職域である「住」の言葉の重きを考えることとしました。行き着いたのが心理学者の中野信子氏の「私は衣と食は必要だけれど住はどちらでも良い、不動産には執着は無い、安心して眠れる場所があれば良い」というコメントです。社会では高齢者用施設の増加、空き家の増加、一人暮らし世帯の増加を見れば今や不動産の取引や建築業においては社会に適合した住環境を創造する対処力が必要になっているものと思います。

現在、法務局の下、我々は長野県司法書士会と共働で「空き家・所有者不明土地問題」に対し、連絡会において県内市町村行政および県民に対しての相談活動や登記制度の役割、法定相続証明制度の啓蒙活動を行うこと、また、昨年締結した「災害時相談事業の連携協定」に、より備えを充実させていくよう協議進行しています。

土地家屋調査士に於いては法14条地図整備事業への政府の骨太の方針にも掲げられた国土の予防司法としてますます必要とされ、仕事量の多くなる分野です。14条地図整備業務は我々の

殆どの業務を凝縮しています。地域に限られ関われる会員も限られますが、出来るだけ多くの会員に関わって頂き、法務行政、市町村行政に根を張って頂きたいと思えます。

業種に於いては3K業種と呼ばれ、土地家屋調査士を目指す者も減る、資格取得の案内広告から外される、人気の無い証拠ではあります。

都市部の調査士には、無数のビル群や、新築マンション、戸建て住宅の表題登記の報酬があり、更には、土地の評価額が分筆登記の報酬に反映されることでしょう。

それに比べ、地方の調査士は、熊やスズメバチ、まむしの出るような、今や二束三文といわれる山林、原野の全求積を求められますが、都市部の報酬には遠く及びません。

とはいえ、確かに社会から必要とされていることは実感しています。

長野会員として我々がここ長野で出来ること、今我々は何をしなければならぬのか、何が出来るのか、登記制度の役割、空き家問題、所有者不明土地問題の原因を法務局、行政、隣接士業、建築業者と共に対処法を考え、我々の職域の治療法、予防法を見だし、土地家屋調査士の職務を果たせるよう歩みたいと思っております。

本年も我々役員一同精一杯頑張りますのでご支援のほどよろしくお願いいたします。

皆様の新しい年がより良き年となりますよう祈念致しまして、ご挨拶とさせていただきます。



新年の御挨拶

長野地方法務局長 本田 法夫

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、御家族おそろいで健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

年の初めに当たり、平素から当局が行う法務行政に対しまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

さて、法務省民事局におきましては、平成27年度に、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」とともに、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定し、従来から全国で行っている登記所備付地図作成作業の実施面積を拡大して実施しており、当局におきましても、平成29年度は、長野市吉田二丁目地区におきまして2年目作業を実施し、会員の皆様の御協力により、昨年末までに一筆地測量の結果を縦覧に供することができました。平成30年度は、長野市吉田三丁目地区におきまして2年目作業を実施する予定としております。昨年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2017」（いわゆる骨太の方針2017）に「登記所備付地図の整備」等が明記されるなど、登記所備付地図の整備の重要性が各方面に広く認識される中にありましては、この事業を確実に実施することが重要でありますので、会員の皆様の御協力に対し御礼を申し上げます。

るとともに、引き続きの御協力をよろしく願います。

また、昨年6月、「所有者不明 410万ヘクタール 九州の面積上回る」との新聞記事が掲載されました。これは、増田寛也元総務大臣を座長とし民間の有識者等で構成される「所有者不明土地問題研究会」が中間整理において示した数値によるものとのことです。法務省におきましても、土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続による所有権の移転の登記等（相続登記）がされず、所有者の所在の把握が困難となり、公共事業に伴う用地取得等に支障を来すなどのいわゆる所有者不明土地問題が顕在化したため、大都市、中小都市、中山間地域などの地域バランスも考慮しつつ、全国10か所の地区（長野県では飯田市が調査対象となりました。）において約10万筆の土地を調査したところ、最後に所有権の登記がされてから50年以上経過しているものが、大都市地域において6.6%、中小都市・中山間地域において26.6%となることが分かりました（平成29年6月6日付け法務省ホームページ参照）。これらについては、メディア等にも大きく取り上げられ、相続登記未了の土地、「所有者不明」土地問題は、ますます社会の大きな関心を集めております。

このような状況の中、法務局では相続登記の促進に向けた取組の一つとして、昨年5月29日から、法定相続情報証明制度を導入いたしまし

た。導入初日から一定数の申請がされているところであり、順調に滑り出しました。この制度は、相続人が各種相続手続を行う度ごとに収集した戸籍・除籍の束一式を提出することに代えて法定相続情報一覧図の写しを提出することにより、相続人の各種相続手続に要する手続負担及び社会的コストを軽減し、もって相続登記の促進につなげようとするものです。導入に当たり、貴会並びに会員の皆様には、制度周知のための広報活動等におきまして多大なる御協力をいただきましたことに対し、紙面をお借りして御礼申し上げます。

政府におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、所有者を特定することが困難な土地の問題を取り上げ、「長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」、「法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める」等と決定するなど、重要課題と位置付けました。

法務局といたしましても、法定相続情報証明制度がより利用しやすいものとなるよう検討するとともに、相続登記の促進に向けた取組を一層進めて参りますので、貴会並びに会員の皆様の法定相続情報証明制度の積極的な活用と相続登記の促進に向けた取組をお願いいたします。

さらに、筆界特定制度におきましては、制度発足から今年で12年目を迎え、昨年12月21日現在、当局全体で217件362手続の申請がされており、平成29年は過去最高の申請数となりました。これは、この制度が国民に広く浸透し、高い期

待が寄せられていることの証であると思われま。す。会員の皆様には、筆界調査委員や申請代理人として、多大な御協力をいただいていることに対し感謝申し上げるとともに、本年も利用者である国民の皆様からの信頼と期待に応えるべく筆界特定制度の適正迅速な処理を目指して参りますので、引き続きの御協力をよろしく願ひいたします。

一方、行政サービス推進の一環として開催している「全国一斉！法務局休日相談所」は、昨年10月1日（日）、貴会から2名の会員を派遣していただき、長野市、松本市の2会場で開催し、国民の皆様から好評を得たところです。改めまして感謝申し上げます。

また、法務局が重要施策として推進しております「オンライン登記申請の利用促進」につきましては、貴会との改善点等の協議を行わせていただいた結果、昨年11月末現在、前年度を上回る利用率となりました。御協力に対し感謝申し上げますとともに、今後も利用しやすい環境作りと利用促進に取り組んでまいりますので、更なる御支援と御協力をお願いいたします。

最後に、当局は、「信頼され進展する法務局」を目指して取り組んでいるところです。法務局の果たすべき役割を自覚し、登記事務の適正迅速処理に努めるとともに、行政サービスの維持・向上に力を尽くして参りますので、引き続き、貴会並びに会員の皆様の変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、新たな年が、貴会並びに会員の皆様にとりまして、健康で充実した実り多い年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしく願ひいたします。

新春特集 誌上インタビュー

年男・年女 に聞く



今年、年男・年女を迎えられた会員の皆様に寄稿いただきました。

(昭和21年生まれ) 飯山支部 小林 克彦

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

家庭の事情と、地元の高齢の先輩から後継者にと勧められたのが発端です。

(2) 思い出に残っている仕事は？

難題を解決して、依頼者から感謝され調査士冥利に尽きなかったことはどなたも経験されていると思いますが、希有なケースで忘れられないことが一件在ります。

隣接者の立ち会で、いかにもその筋風の風貌で現れて、自分の主張を譲らず、途中から私に二度と仕事が出来なくなるようにしてやると脅し、威圧を掛けてきたのです。

しかし、こちらも過去の図面を根拠に譲らずに不調。ところが数日後その当人から別件の依頼があり費用も特段異論無く終了。

以後、当人は数年にわたりお得意さまとなりました。もちろん、前出の立ち会いは解決しました。

(3) あなたの趣味は？

16歳からの車の運転と落語を聞くこと。

(4) あなたの健康法は？

野菜多めの食事と体重計、アルコール。

(5) 調査士会、その他ご意見は？

誤解を恐れなば、私達は「土地本位制」とも言われた。良き時代を経験いたしました。

(昭和33年生まれ) 松本支部 牛越 一明

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

私が調査士登録をしたのは平成20年12月です。それまでの30年近くは測量設計会社に勤め河川や道路の測量設計、区画整理事業、ゴルフ場などの計画に携わって来ました。社会人としての残りの人生を考えたとき、組織の

一員ではなく自営業として独立できる関連職種として興味がわき試験勉強を始めました。人生で一番勉強した数年間でした。

(2) 思い出に残っている仕事は？

開業してまもなくですが、幅1.2m程の水路敷(青線)に接している境界確認業務です。水路の片側には建物があり建物に接するよう

に幅0.3mのコンクリート水路が布設されていて水路敷の反対側は空地でした。立会いは建物から1.2mの幅が水路敷であるとの位置関係で確認しようとした。建物側の所有者は同意しましたが空地側の所有者は同意せずコンクリート水路が水路敷の中心だとの主張でした。前後の関係やら和紙の公図も参考にしましたがどちらが正しいのか判断が出来ませんでした。結局立会い不調となりましたが、誰もわからないことを決めなくてはならない仕事に、責任と限界を強く感じました。

(3) あなたの趣味は？

高校時代から40年以上続いている登山で

す。3年前にはボルネオ島にあるキナバル山(4095m)へも登りました。年間20日程は山へ行っています。昨日(1月7日)は乗鞍岳へ行ってきました。

(4) あなたの健康法は？

毎朝のラジオ体操第一とその後の20分程の速歩ウォーキングです。登山で困らないためにも続けています。

(5) 調査士会、その他ご意見は？

電話の相手に土地家屋調査士と伝えて聞き直されないように、土地家屋調査士の知名度が上がることを願っています。

(昭和57年生まれ) 松本支部 高木佳克

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

前職では、オフィス機器、測量機器、CADなどの営業職をしていました。その時に土地家屋調査士という職業を知り、どういう仕事をする職業か調べているうちに興味を持ち、私も土地家屋調査士になりたいと思いました。

(2) 思い出に残っている仕事は？

土地家屋調査士になって初めての境界立会です。隣接土地所有者が何度も立会のお願いに訪問しても応じてくれず、別の場所に住む娘に事情を話して説得してもらい、無事、立

会が完了したことを思い出します。

(3) あなたの趣味は？

温泉とスポーツです。いろいろな温泉を巡って、その雰囲気、効能、造りの違いを楽しみます。スポーツは、社会人バスケットに所属しており、全くうまくありませんが、いいリフレッシュになります。

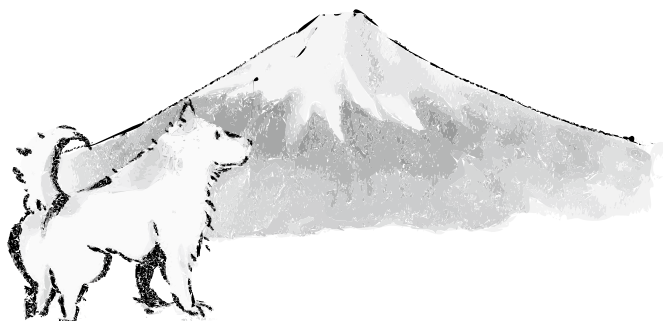
(4) あなたの健康法は？

よく食べて、よく動くことです。

(5) 調査士会、その他ご意見は？

調査士会の皆様これからもよろしくお願いします。

会報なごの編集の皆様ご苦労様です。



連載企画 熊本地震報告 第2回

前回に続き、ライカジオシステムズ株式会社様が行っている、最新の測量器を使用した熊本地震の復旧協力のレポートです。

前回では、スイスから届いた20台のGNSS機器が熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に提供されました。今回は第2回目となり実際の現場の様子などを取り上げて頂きました。

現場観測の様子



プロセス1
図面と現場を照らし合わせるため、
観測点を探すのに多くの時間と労力が必要

この工程だけでおよそ40分
点の搜索だけでも長い時間がかかる・・・



プロセス2
観測点を発見！



プロセス3
10秒×2秒セットの観測
基準点の座標を確かめる

測定は1分以内で終了

原因は・・・



測量自体の時間は1分で終了するにも関わらず、
1つの測点の搜索に膨大な時間と労力がかかった。
その原因として・・・

- ①観測点探しに多くの時間を費やす
- ②夏草の茂みで観測点が隠れる
- ③杭が土に埋もれる

関東ブロック協議会担当者会同参加報告

「関東ブロック協議会担当者会同」に参加しての雑感

副会長（財務部長） 金 田 政 孝

昨年11月8日、東京土地家屋調査士会館において開催された関東ブロック協議会担当者会同に参加してきました。この担当者会同は、長野会を含む関東ブロック協議会を構成する関東地方の11の調査士会の各種事業部の担当者間における情報交換の場として毎年開催されているものです。私が参加したのは「財務」担当者会同でしたが当日、会議の中で取り上げられた主な議題としては、「本会が行う源泉徴収の取り扱いについて」及び「会費未納者に対する対応について」でした。

「本会が行う源泉徴収の取り扱い」も「会費未納者に対する対応」も財務担当役員としてはともに関心のある題材でしたが、「本会が行う源泉徴収の取り扱い」については、関ブロ内の他の単位会の源泉徴収事務に対する対応や各単位会の担当役員の経験談を聞く中で、そこから推測される課税サイドの考え方を含めて考察すれば、早晚支部会計についても所得税の源泉徴収を求められるのではないかと、という空気を感じるところであり、今後、他会の動向を含めて注視していくべき問題であると考えます。

続いて、「会費未納者に対する対応」が議題に上りました。全ての調査士は所属している調査士会が定める会費を納入する義務がある訳で

すが、大勢の会員がいれば会費を納入しない会員も多数ではないにしろ存在する訳です。中にはやむにやまれぬ事情により会費を納入したくても納入ができない会員もいることと思いますが、何れにしても会費の納入は会員の義務であるという大前提で、会費を納入しない会員に対して心理的に会費の納入を促すために規定されているのが「看做(みな)し退会」制度です。当長野会も会則において定めていますが、これは、会費の未納状態が一定期間以上続いている会員について、文字どおり退会したものと看做してしまう制度です。勿論、退会が擬制されて調査士会の会員でなくなってしまうと土地家屋調査士の業務を行うことはできなくなります。会費の未納状態が一定期間続いている事実があったとしても、看做し退会制度を適用される会員にとってみれば調査士という仕事を失うことになり、また、当該制度を特定の会員に対して適用しなければならない本会にとってみても、結果的に特定の会員の仕事を切りあげるという「重い」決断をすることになる訳です。今回の担当者会同の会議の席である単位会の財務担当役員から「看做し退会制度は厳格に適用していくべきだと考えるところであるが、そもそも会費を納付したくない会員は、本会が看做し退会制度を適用する前提として行なう事情聴取にすら出向いてこない。」との報告がなされました。報

告をしてくれた担当役員の苦勞に満ちた体験談を聞いて少しばかり驚いたのは、世の中には確信犯的に会費の納入をしない会員もいるということでした。私の知る限りでは、長野会には看做し退会制度の適用により退会扱いとなった会員はいないと思いますが、言うまでもなく国民が国家に対して税金を納めるのと同様に、会員は所属する調査士会に対して会費を納入する義務を負っています。そして、本会は会員の皆さんから納入していただいた会費を元手として、会員に対する指導及び連絡に関する事務を執り行い、会員向けに研修会を企画・運営し、内部

及び外部に向けた広報活動を行い、国家資格者として一般社会からの要請に応えるべき社会貢献活動を行う等、様々な活動をしております。本会にとってみれば、会費はまさしく血液と同じであると例えても過言ではないと思います。強制入会制が採られている現行の調査士制度のもと、会員の皆様には調査士会と会員の関係性をしっかり認識していただくこと、本会の血液であるというべき会費はきちんと納入していただくこと、そして、間違っても会員に対する看做し退会制度の適用云々など、という事態は起こらないことを願いつつ帰途につきました。

関東ブロック協議会総務担当者会同 参加報告

総務部長 堀内正敏

11月8日東京の土地家屋調査士会館にて開催された関ブロ総務担当者会同に参加、関ブロ副会長である鈴木貴志神奈川会会長を座長とし、ブロック内11会の総務部長の出席のもと、情報交換をおこなってきました。

その中で興味深かったことの一つに調査士会への入会希望者への対応の違いがあります。東京及びその近隣の会では、新入会員の事務所実態調査を会でおこない、土地家屋調査士事務所として責任のある業務を行なえる体制になっているか確認、指導をおこなっているとのこと。測量会社の社員が調査士登録をして登記申請の時だけその調査士の名を使うような、いわゆる名義貸しの防止を目的としているようです。また、会を跨いだ事務所移転（たとえば東京会か

ら神奈川会への移転）の申請があった場合は、その調査士が問題を起こして移転してきたのではないかと等、その背景にも気を使っているようでした。山に囲まれている長野県との違いを実感。

苦情処理の量は他会に比べ長野会は格段に少ない模様です。人間感情にも地域性はあるかと思いますが、長野会の皆様の意識の高さの証かと誇りに思います。

関ブロ各会の実情に触れ、親交を深めて持ち帰った情報を今後の会務に生かせればと思っております。

簡単ではございますが参加報告とさせていただきます。

関東ブロック協議会業務担当者会同に参加して

業務研修部長 平井克尚

さる平成29年11月8日に東京土地家屋調査士会で行われた関東ブロック協議会業務担当者会同に参加してきました。関東ブロック協議会とは関東地区7県と山梨、静岡、新潟、長野からの全11県の単位会の集まりですが、今回は総務・財務・業務・広報・ADRの各担当者が同時に集まって別室にて情報交換を行う会議を行いました。

各单位会からの事前の協議要望事項にそって各部の会議は進められました。業務担当部では関ブロ副会長の静岡会の赤堀一通氏が座長となって、以下の12の協議要望事項について協議を行いました。紙面の都合上詳細に記せませんが、その主立った内容について簡単に記します。

<以下、協議事項>

①「法定相続証明制度」に関する取り組みについて（東京）

- ・本年5月に開始された制度であるが、当初は信用金庫や年金事務所などの金融機関によっては使用できないところもあり周知が不十分であった。
- ・法務局が相続登記推進を目的として、この制度の推進にすごく積極的に取り組んでいる。
- ・この制度に関する研修会を実施済、または今後実施する単位会がほとんどであった。

②空家問題及び所有者不明土地問題に関する取り組みについて（東京）

- ・空き家問題ではどの県でも行政が積極的に

協議会を設けており、土地家屋調査士も参画している。制度広報の意味合いもある。

- ・現時点では、空き家問題で土地家屋調査士が活躍したとの話は受けていない。
- ・建物所有者証明書を発行している自治体があると聞いたことがある。
- ・所有者不明土地問題では外国人所有者が増えてきて連絡が取れずに困っている。
- ・納税情報から土地所有者の確認を得たいところだが、個人情報保護法により行政からの情報は得られず各会とも大変困っている状態であった。
- ・所有者不明土地については筆界特定制度の利用になると思う。また、筆界特定利用よりも境界確定訴訟で早くできたケースもあった。

③業際問題に関する取り組みについて（東京）

- ・他士業との業務についての大きなトラブルは現在のところ各会ともでていない。しかし農地転用に関しては行政書士会から指摘や警告書を受けた例がある。
- ・開発許可申請、立会申請について行政書士会から指摘を受けた。
- ・宅建業界へ研修会の講師を派遣した。

④地積測量図の作成について（基本三角点等に係わる事項の記載方法について）（神奈川）

- ・現在の地積測量図への記載方法について、細かい記載内容が多いのではとの声を受けて他会の情報を知りたい。
- ・筆界点のマークが小さいとスキャナー読み

取りでつぶれてしまい判読できなくなる。
またマーク記載方法もそれぞれ違いがある。

- ・東日本大震災以前と以後の測地系の記載方法については事例集に基づいて作成となっているが、細かい部分においては各会でバラツキがあった。
- ・街区基準点において100mルールの考え方、使用すべき判断、基準点・図根点の有無からネットワーク型RTK観測について等、地積測量図作成以前の基準点や世界測地系に関することについては各会で悩んでいる状況であった。

⑤個人情報保護法改正に伴うプライバシーポリシーの策定及びその運用について（神奈川）

- ・立会同意書に添付する印鑑証明書を依頼する場合に、土地所有者に対してプライバシーポリシーを提示して本人の納得の上取得すべきでは、との会員からの意見があったので、会としてどう対応すべきか。という意見が出たが、他の会では特に何の情報も無かった。

⑥立会証明書の様式と立会証明書に含まれる個人情報の取扱について（埼玉）

- ・立会証明書が連名形式の場合、個人情報が見えてしまい問題となるため、単名形式に変更した。
- ・立会証明書に電話番号を記載する場合も携帯番号では個人情報保護の対象となる。
- ・立会証明書と境界確認書の取り扱いの違いについて各会バラツキがあった。
- ・立会証明書では分筆登記等登記申請の確認書にならないという局があった。立会証明のみではダメで、添付する見取図に点間距離の記載が必要と言われた。
- ・立会証明書の原本は誰が持っているべきか、

については原本は所有者へ渡すとした会が多かった。

⑦オンライン申請促進・不動産調査報告書添付の周知方法について（茨城）

- ・オンライン申請普及のため、電子証明書を取得する際に費用の一部を会から補助を出している。利用環境設定の際に会員事務所へ出向き訪問研修を行っている。
- ・オンライン申請をしている会員、しない会員がはっきり分かれている。
- ・紙申請をしている会員へ、局がオンライン申請への協力をお願いしている。
- ・いまだ改定前の古い不動産調査報告書を使用している会員がいる。
- ・調査報告書へ建物内部の写真提供が求められるが、すでに入居している場合は所有者のプライバシー問題をどう考えるか。

⑧境界鑑定委員会の現状について（栃木）

- ・境界鑑定委員会を廃止している会もあると聴いているが、各会の状況を知りたい。
- ・当初は境界鑑定委員会が機能していたが、現在はADRと筆界特定についての研修会があるため休眠状態となっている。
- ・筆界特定委員への推薦、ADRセンター委員などは境界鑑定人養成講座の受講が必要で、この境界鑑定講座を考えると無くしていく方向には考えていない。

⑨官民境界立会要領について（群馬）

- ・官民境界立会に関して、対測地の確認が必要なケースをどう考えるか。
- ・市の場合幅員4m以下の場合は必ず対測地の確認が必要。
- ・対測地の官民境界を、申請地の都合で決めてしまうことに関する様々な問題をどう考えるか。

⑩公共事業等による官民境界標識亡失についての対応について（静岡）

- ・公共事業により官民境界が亡失することが多く、地権者に不利益が生じている問題。
- ・掘削協議会の場へ土地家屋調査士が参加して、境界標の保全、復旧について説明している。

⑪財務局境界確定事務処理状況（期間、内容）について（静岡）

- ・現在財務局はコンサルティング会社が事務代行をしているが、境界の素人なため時間がかかって困っている。

⑫街区基準点使用包括承認について（長野）

- ・街区基準点使用に関しては管理者である自治体と包括使用承認申請を行っているが、使用報告が少ないためある自治体からこのままでは良くないとの指摘を受けたが、各会の状況はいかがか。
- ・自治体からのクレームは特にないが、報告書の提出に関する情報も把握していない。
- ・会員へ報告書の提出の周知をしているが報

告の実態は分からない。

以上が主な業務担当者会同での内容です。私は初参加でしたので、一つの問題に対しても各单位会ごとの考え方や扱い方に微妙な違いがあることを初めて実感しました。また、関東区域の土地家屋調査士は県域を越えて日常業務を行っているために、他県での取り扱いや考え方に常にアンテナを張っていることを知り、長野会ではあまり無いことなので驚きました。山で囲まれている長野会は井の中の蛙なのか、平和な状況なのか、ちょっと考えさせられました。

今回の会同は初参加者が多いため顔合わせを目的とし、会同後にメールにより情報交換を図っていただきたい、との座長の説明がありました。しかし一つ一つの発言が会の代表報告かのように受け止められてしまうとすると、自分の知識不足からその責任の重大さも感じました。

しかし、いろいろな考え方や状況を知ることができ、今後の長野会での会務に参考にしたいと思いました。

関東ブロック協議会広報担当者会同に参加して

広報部長 松 永 宏 樹

平成29年11月8日に東京土地家屋調査士会館にて、平成29年度関東ブロック協議会広報部担当者会同が行われました。

当日は関東ブロックに所属する11会が参加し広報部に関する意見交換が行われました。

主な協議内容は、自己紹介から始まり以下の内容で行われました。

① 各会の広報活動の報告

- ② 現在の会員数と事業費及びその用途
- ③ 全国一斉無料相談会の活動内容及び相談件数
- ④ 空家対策、災害対策への対応状況

①については各会とも会員の減少による予算の縮小に苦慮している中、様々なアイデアで広報を行っていることがわかりました。今回、千葉会が会員の事務所用の大型ポスターを作製

し配布する事業を行ったという報告がありましたが、インターネットを駆使し、かなりの低予算で作成していることが分かり、検討の余地があると思いました。また、関東地域の数県では、小・中・高・大学校への寄附講座を行っており、土地家屋調査士の知名度アップに尽力されました。長野会でも今後、寄附講座を検討しており、大いに刺激を受けました。

②については各会とも会員の減少から予算が不足していることが伺えました。この中で、他会と長野会を比較したところ、長野会の会報発行費の予算に占める割合が大きいことが分かりました。そこで、その後行われた（長野会の）広報部会で次年度より年2回の発行とすることを決めました。次年度、会報の発行回数を減らしたことにより出来た予算は、外部に対する広報活動に活用できたらと考えております。

③については、各会の報告と比較して、長野

会は力を入れており、結果も伴っているのではないかと感じました。来年も長野会広報部の大きな柱となります。会員の皆様のご協力をお願い致します。

④について、長野会では空家対策は社会事業部、災害対策は総務部が担当している為、こちらからの報告は、現在の状況のみの報告とさせていただきます。

今回の協議内容で特に気になった部分は①の報告であった各種学校への寄附講座でした。

なかなか、入り口が見つからない中、PTA活動中の呼びかけや、OB会からの働きかけが、きっかけとなり事業となるケースが多く見られました。広報部としてもそのような情報があれば、積極的に事業にしたいと考えておりますので、会員の皆様からの情報提供を切にお願い致します。

関東ブロック協議会ADR担当者会同に参加して

ADR運営委員会委員長 上 島 孝 雄

平成29年11月8日関東ブロック協議会ADR担当者会同に参加しました。

司会進行は（座長）、佐々木義徳関プロ副会長の挨拶より始まりました。

各会の担当者の自己紹介の後、協議事項に入りました。

各会の実情を中心に意見が出ていました。かいつまんでそれぞれの協議事項について報告致します。

1, ADR認定土地家屋調査士のセンターでの

実情に即した活用について

埼玉会より補佐人としての活用についての提言がありました。新潟会は、補佐人制度あり。群馬会は、補佐人を必要とする相談者へは認定調査士を紹介している。栃木会は、補佐人としては実際にはまだ業務が生じていない。千葉会は事前相談を実施しており、その時点で認定調査士を活用している。神奈川会は、知識の確認を含め、倫理研修を行っている。等の意見がありました。

2, 各会の最新の動向について

茨城会よりADR制度について現在機能していない状況にあるが、各会の動向について如何か？

千葉会は、10周年記念事業として、境界紛争解決ハンドブックを作成し、県内各機関、友好団体他、各土地家屋調査士会に配布した。埼玉会も10周年の記念式典の企画、催行を予定している。神奈川県は、筆界特定後の境界標埋設について法務局と協議をしていく予定である。東京会は、筆界特定後の境界標埋設、合意書の取り交わしのチラシを作成し配布するように計画している。又筆界特定室との合同相談会を年1回休日に行っている。山梨会は、筆特・ADR合同相談会を行っている。静岡会も筆特・ADR合同相談会を開催しており、チラシの作成や配布はすべて法務局でおこなっている。群馬会は、調停事件についての相手方に、無料相談の利用を案内し、応諾を促進するよう努めている。栃木会は、弁護士会と研修を行っており、今回は時効・地図の見方を研修した。

3, 各単位会との連携について～情報交換

今回作成したメーリングリストの活用で積極的な情報活動をしていく事とした。

4, 相談員・調停員の研修について

概ね各会は、年1回～2回を行っている。会員向け、弁護士会との合同研修、筆界特定室と合同研修会、各会から講師として招き研修をしている会もあった。

5, 広報活動について

群馬会から、相談者は役所からの紹介が多い。官庁への働き掛けが効果的と考えるが如何か？

- ・警察からの紹介あり。
- ・リーフレットを作成し官庁に配布
- ・弁護士会との合同研修の開催。

- ・テレビCMを流している。他

6, 筆特・ADR合同相談会の連携について

それぞれに合同研修、連絡協議会等行っている会が多くあった。

7, 調停業務における調停委員会と運営委員会のお互いの関わり方について

事件は早めの対応が要求されますが、如何取り扱っていますか？

それぞれ事件ごとに一番早い対応をケースバイケースで考えて行っているとの意見であった。(具体例は省略)

今回の会も各会が様々な運用をしており、参考になる部分が多々ありました。特に筆特・ADR合同相談会の連携については、ADRセンターが今後の活動する大きな受け皿となってくると思われ、又そこに認定調査士の活用が考えられます。これからも当会として他会の参考できる部分は、取り入れて次年度の活動に結びつけて行きます。

とりあえず、パンフレットは、今広報担当者を中心に作成中です。又関与者向け研修は他会の研修を参考に、次年度新しい形の研修を考えて行きます。

他会研修会参加報告

第1回神奈川会研修会に参加して（報告）

伊那支部 伊藤 肇

日時：平成29年9月8日(金) 13:30~17:50
場所：横浜市中区住吉町 関内ホールにて

研修は、レジュメに沿った形式で進められ、レジュメにほぼ網羅されておりましたので、補足説明や私の感じた事項等を中心に報告させていただきます。

第1部 「法定相続情報証明制度とその活用」

1. 法定相続情報証明制度について

講師 横浜地方法務局不動産登記部門表示
登記専門官 吉田徳生 様

- ・法務省作成のリーフレットに基づき、概要の説明があった。
- ・法定相続人を確認するには、被相続人の戸籍、相続人の戸籍などをすべて用意しなければならない。必要手続きごとに『戸籍の束』を用意しなければならない。費用の面、法定相続人確認作業など大きな負担があった。法定相続情報証明を利用することによって、費用面、確認作業の省力化を図るための制度である。
- ・法定相続情報証明書の発行手数料は無料である。
- ・法定相続人以外の人物の氏名を記載しない（紛らわしくなるため）こと等から、法定相続一覧図は相続関係説明図と似て異なるものである。

- ・数次の相続があっても、法定相続一覧図は一代分の法定相続関係で作成する。よって数次の相続があった場合は、複数枚の法定相続情報一覧図を用意する必要がある。
- ・法定相続人の住所の記載については必須事項ではないが、金融機関等より記載の要望が多い。
- ・法定相続情報証明に登録される法定相続一覧図は、申し出に添付されたものをスキャナーで読み込み登録すること。認証文や配置の関係で一覧図作成の最大サイズが決められているようである。
- ・資格者代理人が申出するときには、資格者の身分証明書（会員証）のコピーを添付する必要がある。
- ・法定相続情報証明書の交付枚数については、必要部数とする。10部くらい迄と想定されるが、必要であればMax20部くらいはOKと思われる。
- ・法定相続情報証明書の再交付の申出は、法定相続情報一覧図の保管申出を行なった人物のみである。委任状を添付し、代理人からの再交付申出も可能である。

2. 法定相続情報の活用について

講師 司法書士 角野弘幸 様

- ・実務を経験したうえでの注意点、活用法

などの解説があった。

- 法定相続情報証明を利用できる不動産手続きについて解説があった。概ね利用できる範囲は想像できたが、不正登記防止申出については恥ずかしながら知らなかった。積水の63億円事件でもこの登記があったため、移転登記がされなかったようである。
- 銀行、証券会社、保険会社などは、問題なく法定相続情報証明書が利用されているとのことであった。
- 税務署は、元々戸籍などの原本の提出が原則（原本証明などの規定がない）であるために法定相続情報証明書の提出は認められていないとのこと。また、遺言検認申立では、認めている家裁と認めていない家裁があるようです。国による制度のため、今後扱いが変わるかもしれません。
- 法定相続情報一覧図と相続関係説明図の記載内容の違いについて、具体的な説明があった。また、申出のための添付書面やポイントについて解説があった。
- 再交付申出は法定相続情報一覧図の保管申出人しかできない。他の法定相続人が取得するには、申出人の委任状をもらうしかない。手続きとして、法定相続人の複数または全員を申出人とすることもできる。
- 申出に添付の法定相続情報一覧図には、資格者代理人である土地家屋調査士の住所・氏名及び職名を記載の上、職印の押印が必要。
- 最後に、戸籍についての解説もありました。常々、私を含め調査士は戸籍関係について知識が薄いなと思っていたので、

戸籍についての研修も必要だと感じております。

- 長野会で研修に取り上げる場合でも、制度や手続きの概要解説と実務におけるポイントや活用法など、セットでの研修が必要と感じました。

第2部 「所有者不明土地を隣接地とする土地の筆界確認を伴う登記申請業務を可能とするための筆界特定手続の活用」

講師 日本土地家屋調査士会連合会理事
丸山晴広 様

- 平成28年7月15日日調連発第102号「所有者不明土地を隣接地とする土地の筆界確認を伴う登記申請業務を可能とするための筆界特定手続の取扱要領（案）」（試用）【以下、所有者不明土地筆界特定という】についての解説であった。
- 適用する要件に合致した案件の時に、スピーディーに筆界特定をするためのスキームである。
- 日調連発第102号により、各単会に該当事案の提出を求めたところ全国で5件の報告があった。試行を検証するうえで丁度よい件数であったが、調査により4件は所有者が特定され試行とはならなかった。1件について試行を行ったが、この案件の受任調査士が講師の丸山氏であった。
- 講義は資料のPowerPointに基づき、所有者不明土地筆界特定についての概要、手続の流れなどの解説がされた。
- 所有者不明土地筆界特定は試行であり検証等が必要なため、一般の筆界特定の申立と違います。該当事案は各単会を通して日調連に上げ、日調連と法務省と協議

の上、取扱の可否判断をする。取扱うと判断されれば、各（地方）法務局にて手続が進められる。手続きの流れは資料参照のこと。

- 資料には添付されていませんが、丸山講師が作成した図面（所有者名入りの公図・現況平面図）等を基に、解説があった。
- 一般の筆界特定の申出件数はかなり増えているようであるが、特定を進める中で隣接所有者が判明したり、筆界はこの辺りという方向が出た段階で取下げをする件数もかなり多いようである。このため、筆界特定をスムーズに進めるために、本意見書様式を一般の筆界特定にも応用したいとの方向で検討をしているようである。
- 所有者不明土地筆界特定は試行中であり、もう少し案件を扱い問題点等を洗い出し、実行に移したいので該当案件があれば、単会より日調連に上げてほしいとのことでした。扱い件数がないため、本実行の日程は未定とのこと。
- 東京会では会員に向けて「土地家屋調査士のための 筆界特定申請書の作成要領」を作成しているようです。神奈川会か埼玉会より依頼があり、資料提供したとのことでしたので、当長野会でも必要があれば東京会にお願いをしてみたいでしょうか。
- 全国で扱った件数は1件のみです。長野会で研修を行うとすれば、詳しい内容、説明できるのは唯一の事件を扱った本講師の丸山氏しかいないと思います。

第3部 「災害時における土地家屋調査士の社会貢献活動と本会の取組み」

講師 神奈川県土地家屋調査士会理事
上田尚彦 様

- 神奈川会の災害時における社会貢献と取り組み状況に報告がされました。
- 静岡会の取組みを参考に、調査士（会）の貢献できる分野を検討してきたとのことでした。あまりに多くの分野での活動を考えても実際対処できないので、分野を絞り「家屋被害認定調査」を中心に据えたようです。
- この分野については、神奈川県や市町村において専門的な研修を行っておらず、調査士会として県、市町村と研修会を開き、対応できる職員および会員の育成を行いたいとのことでした。

※1部と2部の間に、「境界問題相談センターかながわ」よりPRタイムがありました。

PowerPointで写真を使ったドラマ形式で、調査士が境界立会いの際に、隣接所有者から依頼主側に立って仕事をしているのではないかとの疑念を持たれ、思うように業務が進められないという設定でした。このような場合でも境界問題相談センターを利用し、中立的な立場での調停によりスムーズに処理できるという内容でした。センターのこのような活用方法もあるのかと、感心しました。

※終了後、受付にて参加人数を確認したところ520名であったとのこと。

日調連HPにて会員数852名であるので、61%の出席率であった。研修会の内容も今後業務に直結する新しい分野のものであったためか、失礼ながら思った以上に出席率が高かったです。1部、2部の途中で帰る会員も少なかったです。

研修会の開始時に、昨年度出席率No1の支部および一昨年対比出席率向上No1の支部に対し、表彰が行われました。以前、神奈川会の前研修部長に話を聞いたことがあります、研修会の出席率の悪い会員に対し支部役員が直接出席を促す活動を行った支部があるとのことでした。出席率向上のためには、研修会出席は義務であるということを会員に如何に

認識してもらうかが必要だと感じました。出席率向上について、今後の参考のために関ブプロの新人研修の際にでも、他会の取り組み状況を聞かれるのもよいかと思います。

以上、簡単ではありますが、神奈川会研修会に参加した報告といたします。

所有者不明土地問題を考えるシンポジウムに参加して

社会事業部理事 中坪秀次

平成29年9月14日岐阜市「じゅうろくプラザ」にて所有者不明土地問題を考えるシンポジウムに参加してまいりました。

第1部は、基調講演「人と土地を結ぶ」私たちの国土を活かすために」と題して、早稲田大学大学院教授で国土交通省・所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会委員長山野目章夫氏から、流暢な口調とともに私達にもすぐ理解ができる言葉で講演がなされました。

最初に所有者がいない土地は無く、もしあれば国庫に帰属されるもので、我が国の登記制度のおかげで所有権登記名義人が登記されているため、所有者は不明でなく、所有者の所在が不明の土地があり、その原因として土地の保有・管理に対する関心の低下や数次相続・共同相続などの理由による問題であり、日本全国の私有地の2割は既に所有者が分からなくなっており、これは面積にして九州全土を上回る規模であり、街の開発や災害の復興現場で支障になっているとされ、又「予めの復興」事前復興＝震災津波などの際に備えて高台の土地の所有者を明らかにしておくことが必要であると説明があ

りました。

第2部は、東北大震災復興の現場からとして、環境省福島地方環境事務所 信太静夫氏から福島県の復興のため放射能汚染廃棄物中間貯蔵施設として1540haの土地を収用せず、その土地の全てにおいて、所有者を明らかにして環境省で買い取る際に、承諾を得る苦労もあるが、所有者の所在が明らかでない土地について大変な時間と労力が費やされて作業が行われている報告がされました。

第3部は、「地方に広がる所有者不明不動産問題を考える」をテーマに、コーディネーター山野目章夫氏を座長とし、法務局・環境省・弁護士・司法書士・土地家屋調査士をパネリストとしてそれぞれの立場で現状・今後の取組みの発表がありディスカッションが行われました。世界に類を見ない我が国が誇る登記制度・戸籍制度をうまく活用し、この制度という財産を受け継ぎ、伝えていくことで関係者団体が協力しあっていくことで解決していくしかないと締めくくりました。

「建築・住宅に係わる消費者総合相談体制の構築に向けた」打ち合せ会議に出席して

社会事業部理事 清 水 泰 之

平成29年8月18日に標記の会議が行われ、松本会長とともに出席してきました。

主体は「一般社団法人長野県建築士事務協会（以下「建築士会」ト記ス）」です。

「平成29年度 住宅ストック維持・向上促進事業（消費者の相談体制の整備事業）」（国土交通省から発注された単年度の補助事業らしいです）の一環で、消費者総合相談体制の構築、体制整備を行いたいとの説明でした。

「主 旨」

住宅に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家が連携し、多様な消費者のニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の構築をはかるとの主旨でした。

参加した関係団体は建築士会をはじめとして、

- ・協同組合長野県解体工事業協会
- ・一般社団法人長野県宅地建物取引業協会
- ・公益社団法人全日本不動産協会長野県本部
- ・長野県司法書士会
- ・長野県土地家屋調査士会
- ・長野県弁護士会
- ・長野県行政書士会
- ・関東税理士会長野県支部連合会
- ・長野県建設労働組合連合会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 J S C A 長野
- ・日本ファイナンシャル・プランナーズ協会長野支部

行政関係からは 長野県建設部建築住宅課と多岐にわたっていました。

主旨説明のなかで、「今まで相談会では建築に付随した様々な相談もあり、的確な相談窓口が必要となる場合がある」として、「建築士会がメインとなり、土地の取得～建築、あるいは売買、相続などそれらを束ねた形の総合窓口を作る」というものでありました。併せて「空き家対策の相談も包括的に含む」とのことでした。

相談ニーズとしての説明、各種団体の相談会の実情説明のあと、「具体的相談イメージ」の説明がありました。

★組織として現在ある「長野県空き家対策支援協議会既存協議会」をベースとする。

① 相談体制

- ・ホームページを活用した相談先案内
建築士会を窓口としてカテゴリー毎に各種団体のHPにリンクさせる等

② 常時相談

建築士会（本会及び県下10事務所）にて電話、来訪者に対応する

③ 特定面接相談

相談会を開催日、会場を設定して定期的
に開催する（29年度は3回ほど予定）

相談内容のイメージをカテゴリー毎として

I 契約・購入前（計画・発意段階）における相談

「土地の購入（売却）」適正な購入額、位置等の要求

「建物を建築したい」「中古物件の購入」「賃貸物件の検索」「リフォームしたい」「空き家をなんとかしたい」などがあげられ共通事項として

- ・物件（業者）の紹介、融資制度、資金計画、補助金、減税制度、契約の妥当性、土地建物の安全性や不具合、相続や贈与など

II 契約・購入・完成後における相談

「完成物件の安全性や不具合」「業者とのトラブル」「その他トラブル」

III 第三者とのトラブル

「相談先や解決方法」

上記は要約ですが大項目から中、小項目に入っていく各種団体のHPにリンクしていく事を想定されていました。

「質疑」の段階で相当数の質疑と時間が費やされました。

- ・団体といっても組合、一般あるいは公益社団法人もあり当会のように相談を仕事として行える団体もあり、その関係を見捨てて一律に行えるのか？（認定調査士ノコトカトカッ）
- ・今年は補助事業で予算があるかもしれないが今後はどうする？ ・予算付け必要

- ・HP作成訂正が必要 ・HPは行政（長野県）のほうがよいのでは？

- ・空き家対策も包括とは？ ・団体内でも金額は異なる etc、etc、

多種の課題を浮き上がらせ、正直、足並みを揃えるのは困難では？と感じました。

「ですが」

その後、同様の会議は行われていませんが、上記②③の電話相談、無料面接相談は4回会場を設け活動中です。（当会も名を連ねていますが事前予約の段階で当会に係わる相談はないとのことで出席はしていません）

正直、主旨は賛成しますが①の相談体制が整ってから②③の行動を起こすのではなく、今行える電話、無料相談を実行し、機能していることに驚いています。

それは、調査士会あるいは支部単位でも同様では？できることからやれば良い、ダメならばやめればよいのではないかと思わせてくれました。

会議内容そのものより、4ヶ月過ぎた今の率直な感想であり、今後も可能性がある分野ではないかと思っています。

『第5回境界問題連絡協議会』に出席して

ADR運営委員 関戸正幸

平成29年11月2日に栃木県宇都宮市で境界問題連絡協議会が開催されました。栃木県土地家屋調査士会が平成22年から始めた境界に関する諸問題について、宇都宮地方法務局・栃木県・各市・各町の境界問題に携わる多くの方々に参

加を呼び掛け相互の情報交換と研鑽と協議の場として設立されたもので、当日の参加者は約80名でその約8割が区市町村の用地部・管理部・建設部等の方でした。宇都宮地方法務局からは主席登記官・総括表示登記専門官・表示登記専

門官の3名でした。土地家屋調査士は執行部の
県会長・副会長等の数名でした。

第1部は弁護士の先生による「境界確定訴訟
とADR活用法」と題して70分の講義をして頂
きました。境界確定訴訟は①裁判所が独自の境
界を決めてしまう②当事者が争っているところ
だけを確定する③筆界の確定なので、所有権界
は決まらない…当事者が知りたいのは所有権界
なので紛争解決にはならない。そこで15年前
にADR法（もう一つの紛争解決）ができた。
裁判所型（税金なので安い為、一番需要があ
る）、行政型（二番目に需要がある）、民間型が
あり、土地家屋調査士会のADRセンターは民
間型であり、殆どボランティア状態で運営が厳
しい。紛争の当事者が合意しなければ、お金や
時間をかけても解決（和解）にはならないなど
の弱点があるものの弁護士と共働のため、境界
を基準としてその他の問題も解決できることや
測量もできることが良い点である。そして、筆
界特定制度については行政処分としての効力が
なく単なる特定にすぎず、最終的には境界確定
訴訟をして確定する。さらに不服申し立てがで
きない、特に安いわけではない（測量代で30万
円から?）、裁判ならお互いの意見で調整する
が、特定されると不満が残る。不満の場合は確
定訴訟して筆界特定が（確率は低いが）覆され
ることもある。筆界が特定されても全ての問題
が解決するわけではない。などの弱点があるが、
2500件/年に申請があり、その内65%が特定さ
れており（残り35%の約7割は解決して取り下
げ）紛争解決になっている。筆界特定が始まっ
てから境界確定訴訟が半分になったなど確実に
成果が上がっている。今後は調査士会ADRと
筆界特定ADRの連携が望まれる。

第2部はパネルディスカッション形式で壇上

に宇都宮地方法務局の3名と県庁・市役所の用
地課等の主査3名と司会進行役で県会長・副会
長が上り、一般席から事前準備された質問をパ
ネラーが答える形で90分協議がされました。

Q1：境界立会・確認の範囲は任意の点まで
でよいのか？A1-1：全てと対測地まで必要（日
光市）A1-2：途中まででも申請人の希望であり、
特別な事情として認めて欲しい（土地家屋調査
士）A1-3：途中でも良い…法務局と打合せ済
である為（県土木事務所）

Q2：分筆登記において、旧公図の辺長・角
度などを重視する登記官がおられ登記が進ま
ない事例がある。この研修会等において、旧公図
は絵図でありその形や辺長などは参考程度でよ
いと度々説明を受けていますが、登記官によっ
て判断が変わるのか？また法務局において、統
一基準はないのか？A2：旧公図は耕地、山岳
地、地形、場所、作成経過、時期により精度が
異なるため、一律な判断はできない。形状、配
列は宅地ならかなり良いはずであり、現地の占
有状況だけで判断されているようなケースは登
記できないので、登記官に相談して下さい（法
務局）

Q3：国土調査や土地改良で隣接地の地権者
が境界に対して納得していないので、境界が定
まらない場合の対応について？A3：法務局に
相談して下さい（法務局）協議会は時間いっぱ
い行われました。

この協議会に出席して、ADRについて再確
認できました。そして、行政の抱える境界問題
を協議する場を土地家屋調査士会が主催となり
開催しているのは、良いことであり境界問題の
早期解決につながると思いました。

ききょう寺子屋教室2017 「キッズお仕事チャレンジ」参加報告

社会事業部長 田 回 正 幸

平成29年10月7日に塩尻市立桔梗小学校にて『ききょう寺子屋教室2017「キッズお仕事チャレンジ」』が開催されました。このイベントは、保護者を中心とした講師により、塩尻市内で働く様々な分野のお仕事を紹介し、社会を知ること目的としたものです。

私も、一保護者の講師として「土地家屋調査士」の仕事を子どもたちに紹介してきました。25分間という限られた時間であり、また小学生5、6年生が対象ということで、準備段階からどのような事をいかに分かり易く伝えるかがとても悩みどころでした。そんなときに全体研修会にて講演をなさった日本土地家屋調査士会連合会の岡田会長とお話をする機会があり、その中で「出前講座等を行う場合に、少なくとも高校生までに登記・相続というキーワードを子どもたちに是非伝えて欲しい」旨のお話がありました。そこで、小学生には難しいかもしれないと思いつつも「登記」について説明をしようと資料を作成しました。

当日は、12名の子どもたちと保護者の方2名の参加がありました。先生方やPTA役員の方が見守る中、少し緊張しながら講義を始めました。

本年度、桔梗小学校は30周年を迎えたため、学校でも小学校の歴史を廊下に写真等を貼るなどして紹介しているところでした。そこで、桔梗小学校敷地の登記情報や閉鎖謄本を取得し

「桔梗小学校の土地の歴史」として登記簿を勉強してもらいました。子どもたちも、学校の歴史を先生から聞いていたためかとても興味深そうに登記簿を見ていました。



閉鎖登記簿

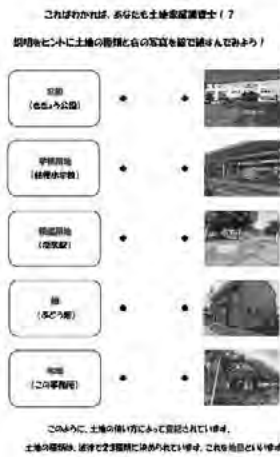


全部事項証明書

桔梗小学校の敷地は、農林水産省が所有する「長野県中信農業試験場」でした。昭和60年4月1日に塩尻市が売払を受けています。

昭和63年3月28日に地目が「学校用地」となり昭和63年4月に開校しました。

次に、土地家屋調査士がどのような仕事をしているのかを体験を含めて紹介をしました。8月に視察した「こども霞が関見学デー」で法務省が土地家屋調査士会と共同で行っていた企画を参考に、「地目」に関するクイズを出題し、次に普段使っている教室の大きさを予想してもらいながら距離計で計測しました。



それぞれ、紹介した種類の距離計で、長さを測ってみよう！！

- ① 教室の前の長さは何センチ？
- ② 教室の奥の長さは何センチ？
- ③ 教室の天井まで何センチくらい？
- ④ 廊下の長さは何センチ？
- ⑤ 机の上に置いておいたおもちゃの長さは、何センチ？

5ページ



桔梗小学校を含めた、地域のなじみのある土地の写真を使用して「地目」を解答する問題や、いつも使用している教室の大きさを予想し距離計で子供たちが計測するようにする等、興味をもってもらえるように工夫しました。

最後に、教室に展示したトランシットやGPSの測量機の紹介をしたり、通学路に測設されているさまざまな種類の境界標の写真を使って土地家屋調査士がどんなことをしているかを紹介しました。思いのほか子どもたちの反応もよく、先生方にもお褒めの言葉をいただき、教えた側もとても気持ちよく講義をすることができました。

最近、現場で測量をしていると何人かの子

どもたちに「あ！とちかやなんとかのおじちゃんだ！」と声をかけてもらえることがありました。少しでも、土地家屋調査士に興味を持ってもらえていることがわかりとても嬉しく思います。今年度、社会事業部では広報部と協働で出前講座を推進する体制を整えているところです。機会があればこのような出前講座を各地で行っていただきたいと思っています。



当日は、ご多忙の中、成田広報担当副会長も視察に来ていただき、お手伝いもしていただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

「キッズお仕事チャレンジ」の講義風景（成田副会長撮影）

黄綬褒章を受章して

長野支部 上原兼雄

この度は、2017年の秋の叙勲 黄綬褒章受章の栄に賜り、身に余る光栄と思っております。

これもひとえに法務局の皆様始め、土地家屋調査士会の諸先輩方と会員の皆様のご指導ご鞭撻の賜物と心より感謝申し上げます。

私も、土地家屋調査士として開業以来35年近く経ちますが、ただただ夢中で誠実公正を心がけて業務を行って参りました。

黄綬褒章受章は、その道一筋に励んだ功績に賜るとありますが、己から振り返るにつけ、反省させられることも多く感じております。このようなことを思いつつ、家内共々、受章伝達式出席の為、東京に向かいました。

伝達式の前日は、日本土地家屋調査士会連合会の岡田会長始め、役員の皆様より祝賀会を開催して頂きました。私を含め、今回調査士として受章された8名の先生及び奥様が出席されておられ、岡田会長より心温まる御言葉を頂きました。祝賀会は和気あいあいの時間を過ごすことができ、大変感謝の想いでいっぱいでありました。

翌日は、受章伝達式の為、身支度を整えて、法務省に向かいました。会場には法務省に関連する褒章受章者の方が多くみられ、伝達式は、「君が代」斉唱に始まり、厳かに執り行われました。柴山法務政務次官より伝達が行われ、受章者を代表の埼玉県の佐藤先生が登壇して受章式が行われました。引き続き、大阪会の加藤先生が、受章者代表で謝辞を述べました。その後、

受章者及び奥様方全員でバスに搭乗し、皇居に向かいました。

皇居では、豊明殿の間において、天皇陛下の拝謁の栄を賜ることができ、家内共々感激の極みでありました。天皇陛下の拝謁後、民事局長への表敬訪問も予定されておりましたが、個人的に時間の都合があり、民事局長の表敬訪問は失礼させていただき、帰路につきました。

今回、このような貴重な体験をさせて頂きましたことは、長野県土地家屋調査士会及び関係者各位の、長年に亘るご指導ご鞭撻の賜物と深く感謝申し上げます。



藍綬褒章を受章して

諏訪支部 藤 森 英 俊

この度、平成29年度秋の褒章で調停委員功勞により藍綬褒章を受章致しました。

これも裁判所、諸先輩、周囲の方々の指導・励ましのおかげと感謝しております。

平成7年に諏訪支部の先輩調査士さんの強い勧めにより民事調停委員を受けました。後に家事調停委員も併任となり、自分の土地家屋調査士としての社会奉仕と位置づけて以来23年間続けてきました。

その内容は、調査士としての役割を生かす調停もありましたが、近頃は離婚に係る事案が多かったように思います。

調停は土地家屋調査士の立会い業務に似通った面があるように感じます。当事者双方の確たる証拠が少ない状況で、話を良く聴き、座りの良い落としどころに向け提案・交渉を根気よく続けること。また当事者双方との信頼関係の構築が必要なことです。

調停委員の責務は大変でしたが、今振り返って見ると自分自身にとっても有意義な活動であったと満足しております。

藍綬褒章伝達式は11月14日に最高裁判所特別会議室にて行われ、寺田最高裁判所長官（当時）より授与を受けました。引き続き立食パーティが開かれ、たまたま同長官と同テーブルになり、家内と一緒に記念写真を撮影するなど、親しく過ごさせて頂き良い思い出となりました。

最高裁判所内の見学等を済ませ、夕闇が迫る皇居へ受賞者は、全員褒章を胸に着用し同伴者

と共にバスで向かいました。

拝謁は豊明殿において大勢の受章者と緊張感あふれる中、手を伸ばせば天皇陛下に触れてしまいそうな距離で拝謁の栄を賜ました。実に神々しくまさに感激の極みでありました。この日は家内ともども「本当に調停委員を長く続けてきて良かった。」と心より思える特別な一日となりました。

今後、会員の方々には関係者から調停委員へのお誘いがあったならば、是非受けて頂き土地家屋調査士の知識・経験を生かし活躍されますように願い、受章御礼の挨拶とさせていただきます。



支部だより

長野支部研修旅行

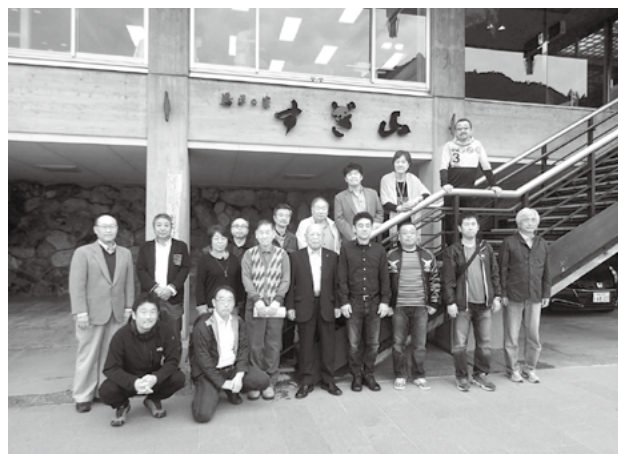
長野支部 大内 一之

平成29年長野支部・公嘱協会長野地区の合同研修旅行が10月13日、14日の1泊2日の日程にて開催されました。今回の行き先は愛知県のトヨタ産業技術記念館、ノリタケの森ミュージアム（1日目）、そして岐阜県の郡上八幡、飛騨高山（2日目）で参加者は17名でした。

1日目は小雨の降る中、朝6時20分に長野駅東口に集合、途中の須坂長野東IC、姨捨サービスエリアにて参加者が全員揃い、最初の目的地である名古屋市にあるノリタケの森ミュージアム・トヨタ産業技術記念館を目指して出発。幹事さんが今年の見学先は堅苦しい所では無いのでリラックスして行きましょうとの事で移動のバスではお酒も進み最初の目的地であるノリタケの森ミュージアムに到着しました。そこで見学と買い物をした後は近くにあるサッポロ名古屋ビール浩養園にて昼食を頂き、その後は本日見学のメインであるトヨタ産業技術記念館へ行きました。この記念館はトヨタグループの発

祥の地である旧豊田紡織株式会社本社工場跡地にあり繊維機械館と自動車館がありました。繊維機械館では近代日本の発展を支えた繊維産業の機械類が展示してあり、実際に木製の人力織機を使って糸を紡ぐ体験ができました。またトヨタグループの創設者である豊田佐吉が発明した実際の自動織機が展示してありました。そして自動車館ではトヨタ自動車の創業期の車から電気自動車まで展示してありました。自動車の製造工程や動く仕組み等が分かり易く解説してあり、トヨタの歴史と技術を楽しむ事が出来ました。

さて見学も無事終わり本日の宿泊先である「鶴匠の家すぎ山」へ向かいました。こちらは岐阜の長良川温泉にあり、ホテルの展望大浴場からは長良川及び岐阜城のある金華山が一望できました。なお長良川と言えば鶴飼が有名ですが、長良川の鶴飼は1300年以上前から行われているようで、かの織田信長も見物し、鶴飼それ



ぞれに鶴匠の名称を授けたそうです。そして現在、鶴匠は宮内省式部職の国家公務員の身分であり代々世襲され伝統漁法を受け継いでいるとの事です（ガイドさん曰く）。そしてその晩は宿泊先の宴会場より鶴飼を見物しての宴となりました。

そして2日目は岐阜県の郡上八幡そして飛騨高山を經由して一路帰路に着きました。

今年の研修旅行は吉田地区14条地図作業の影響でしょうか参加者が若干少ない様でしたが参加した会員の親睦もより一層深められたと思

ます。幹事様ありがとうございました。また来年もよろしくお願ひします。



飯山支部の近況紹介

飯山支部 小林 敏 則

私は会員になって15年程になりますが、当初から飯山支部の会員は面倒見がよく、気さくに接していただき、本当にありがたく感じています。

また飯山支部の会員同士、仲も良く、懇親会をメインとした楽しい研修会もしばしば開催されています。

その飯山支部は研修旅行を2年に1回おこない、前回は紅葉の立山黒部アルペンルートを含む1泊2日の研修旅行に行ってきました。天気

が良くて紅葉の黒部ダムの迫力ある放水が印象的でした。

昨年は飯山支部として旅行の予定の無い年でしたが、希望者を集い、日程の関係で少数にはなりましたが6名で晩秋の福島へ、1泊2日の旅に出発。



会津武家屋敷にて

偶然にも福島県内に娘さんが嫁がれた会員がおられ、その会員から白虎隊の話聞きながらの飯盛山は、私にとって印象深く改めて白虎隊

に感動しました。

そして2日目。食べることが大好きな私にとって最も印象的だったのは、ネギを箸にして食べる高遠そば（ねぎそば）。大内宿で茅葺屋根の建物群を鑑賞しながらの高遠そばは美味しく、タイムスリップしたような不思議な気分も同時に味わうことができました。



大内宿の建物群



撮影：水野会員

また飯山支部の忘年会は温泉宿で1泊するのが恒例となっています。毎年大いに盛り上がる忘年会ですが、昨年の忘年会は特に盛り上がりました。その理由は松島会員の三味線の演奏があったからです。しかもきれいな芸者さんと一緒に。



芸者さんと松島会員の三味線演奏

お2人の演奏は息もピッタリ。

間近で三味線を見たことが無かった私にとって、心地よい三味線の音色を聴きながらの日本酒は格別！最高でした。私をはじめ、飲み過ぎた会員が多かったのではないかと思います。松島先輩、本当にありがとうございました。

以上、飯山支部の近況の一部をご紹介させていただきました。飯山支部は会員数の少ない支部ですがこれからも楽しく活動していければと思います。飯山支部を今後共よろしく願います。

明海大学同窓会組織にて調査士の仕事を紹介

上田支部 立野裕紀

私の母校、明海大学不動産学部同窓会組織(以下、緑風会)にて平成29年2月24日、東京国際フォーラムにて「土地家屋調査士が語る業界の

話」と題して講義をして参りました。緑風会は、毎年2月と7月に東京都内で開かれる不動産学部卒業生の不動産分野に関する勉強会を開催し

ています。土地家屋調査士に関する事が題目になったのは今回が初めてでした。明海大学不動産学部卒業の土地家屋調査士が少ない事もあり、今回は私が講師依頼を受けた次第です。土地家屋調査士のPRのつもりで講師を引き受けました。

講義の参加者は、不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、測量士、大手不動産会社勤務等、在学生の約30名。

講義内容は、「土地家屋調査士と司法書士の業務比較」「仕事の流れ」「私の業務事例の話」等をお話しさせて頂きました。

資料として、連合会作成の「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」「知って得する、境界標の知識」の2冊を本会事務局より手配して頂き、参加者への資料として配布し講義を進めました。連合会作成冊子は、一般の方向けに分かりやすく作成されているため、日常で登記に触れる事のない方々には登記を理解するのに最適な資料だと思います。

連合会作成冊子や写真資料だけでは受講者へのインパクトが弱いと考え、畑や田に埋設されていた草刈り機で傷付いた元境界杭（プラ杭）を持参し実物を目にしてもらいました。「杭を残して悔いを残さず」だけではなく「杭の管理」

もしっかり行うよう伝えました。傷付いたプラ杭を見た都会出身の参加者からは驚きの声上がり、地方出身の参加者からは懐かしさなのか笑い声が上がりました。傷付いたプラ杭を目にした事により境界杭管理に対する意識が少しでも高くなってくれれば嬉しい限りです。講義終了後、緑風会責任者の方から「現物の傷付いたプラ杭を実際に見せるアイディアは良かったよ。」と言って頂きました。苦労して上田から持参した価値がありました。

業務事例の話では、既に取り壊された建物の登記簿が残されたままの状況、建物新築後未登記のままの状況等の実務的な話をしたら「登記しないなんてあり得るの？」と質問がありました。都会と地方の登記に対する意識の違いでしょうか。

講師を経験したことで、我々土地家屋調査士の認知不足を痛感しました。講義後の質疑応答で土地家屋調査士の業務範囲と司法書士・行政書士の業務範囲についての質問等をされ、認知不足は長野県という規模ではなく全国規模の課題だと肌で感じました。

今後も土地家屋調査士をPRするチャンスがあれば積極的に携わっていきたいと思います。

現代は古代にまさるか

佐久支部長 柳澤良幸

少し前レンタルビデオで借りた「アレキサンドリア」という映画を観た。4世紀を舞台にしたキリスト教を国教にしたローマ帝国がアレキサンドリアに侵攻し滅ぼそうとしている中、アレキサンドリアのアカデミーで天文、数学を教

えている主人公の女性の物語である。何年もの惑星の公転運動を観察した結果円軌道ではなく、楕円軌道であることを突き止めていくのだが、まさにローマが市内に入りあちこちで闘争が起こっている中においてさえ、突き止めた楕

円軌道の数式化する事に没頭している場面にどうしようもなく感動する。スピリッツを感じる映画である。

蛇足であるが惑星の軌道が円軌道ではなく楕円軌道ではないかという人は、地球が丸くて太陽のまわりを回っているという認識を持っている必要があるのである。

又、ものの本によるとB.C.2世紀の頃アレキサンドリアの南950キロ離れた場所から正午同時に太陽の位置を観測してそれぞれの太陽からの角度の擦れから地球の大きさを計算して現在われわれが知る半径6370キロの15%ぐらいの数字を得ている。

教科書ではガリレオが地球は丸い、そして地球が太陽の周囲を回ると言い張って処刑されたのはアレキサンドリアからさらに1000年経った14世紀だということである。このときもキリスト教が政治行政まで支配しているヨーロッパ社会の事ではあるが、いかにも歴史の進歩と発展がばらばらで、とんちんかんなバランスを感じざるを得ない。

それから今われわれがお世話になっている測量の基もB.C.5千年頃から、古代エジプトの中で毎年定期的に起こるナイルの氾濫により耕作地の位置を春の農作業前に測り出す必要から始まり、発展して数学となり文明を支える基盤となったことはよく知られている。毎年氾濫により何千キロも上流から肥沃な栄養分を運び、氾濫と呼ばれる克服すべき自然の形ではあるが運び古代エジプト文明の穀倉地帯を支え

た1つの大きな要因であった。

さて、われわれに関する側面から眺めると、流域の穀倉地を利用していた人たちは、所有権であったのか利用権だったのかというようなことを考えてしまうが、いずれにせよ生産穀物から税金として徴収するということを考えると、耕作をする土地の面積、境界の位置を正確にして現地に復元するということは、農作業に入る前最初に必要な事であったのではないだろうか。これは正に今われわれが日頃行っている業務と全く同じ事ではないか。公図、国土調査のような公簿ができていたものか、調査士のような人たちがいたものか。私は次のように推測する。毎年冬の間には神官と占い師も兼ねたような人が、星又は太陽観測により流域に何十点かの基準点を配置する。それを利用して調査士や又は土地の役人たちが各何万筆の土地を現場で農作業が始まる前に復元する。個々の耕作者の間から苦情や質問がくれば、現場で公簿を基に説明をする。紛争が起こったときも仲介に入る。われわれは基準点が近くにないからという理由で電柱の角やマンホールの蓋から測りましたと言うことも許されてはいるがエジプトにおいてはそんなことでは、関係者は納得しなかったのではないか。何しろ地球の大きさを計算してしまおうとする人たちが出てくる国の人たちのレベルは高かったと想像する。いつか現地に行ってそんな資料があれば調査してみたいものである。

諏訪地区旅行 よみがえった陽明門 日光東照宮の旅

諏訪支部 田中健吾

諏訪地区では、二年に一度研修旅行を行っております。平成29年は諏訪地区の旅行の年で小

生が不慣れな旅行の幹事を務め、10月29日、30日に向かう先は栃木県日光方面、一日目には大

修理を終えたばかりの陽明門がある世界遺産日光東照宮へ行ってまいりました。

日光東照宮といえば、「見ざる・言わざる・聞かざる」の三猿の彫刻や左甚五郎作の眠り猫が有名ですので、ぜひこの機会に拝見できることを楽しみにしておりましたが、当日はあいにくの雨。そして大勢の人。境内に入る表門からすでに大行列でした。そのおかげで、ガイドさんの説明をしっかりと聞くことができました。はじめに三猿の彫刻を拝見しましたが、昔から猿が馬を守るとされているところから、長押上には猿の彫刻が8面あり、人間の一生が風刺されている中の彫刻の三猿はその中の一部だということを知りました。色合いもはっきりと綺麗に塗装されており、個人的にはきれいな仕上がりに改修されているように感じました。しかし、この猿の目の塗り方が気に入らないとの声もあるようです。

よし悪しの判断は人それぞれで、芸術文化の世界では、より顕著に表れるように感じます。物のよし悪しは、私達の土地家屋調査士の中の境界立会にも当てはまる部分があると思います。14条地図があれば別ですが、明治時代の土地台帳付属地図を基に境界立会をすれば、三角

スケールから距離を読み取れば、人によっては数十cm前後の違いはありますし、折れ点の曲り具合なんかもそうです。地権者からすれば片方の人からすればよしとなり、もう片方の方からすれば悪しとなる。技術的な進化により、論理的にはmm単位まで計測できる時代で、精度を追い求めることも大変重要なことですが、数ミリにこだわり過ぎて地権者同士の関係を余計拗らせる結果を招いては、何がよし悪しなのか元も子もありません。

三猿の塗装の目的とは、その姿形を後世に受け継がなければいけないものだとすれば、塗装のやり直しは必須だと思います。その時々で修理で目の塗り方がどうのこうのと、あまり神経質にならず、後世に残すためのメンテナンスが大事で、塗り方は慣れの問題で、見慣れればそういうものだと感じます。

明確な目的意識をもって、全体を見渡した時に、「おおよそこのくらい、だいたいこんなもんだ」という部分だってあっていいと思います。そういう感覚は、現在のなんでも正確にと進化する時代に持ち続けていかなければならない重要な感覚ではないかと、三猿を拝見しながら感じた旅行でした。

伊那支部司調会レクリエーションに参加して

伊那支部 倉島 誠一

平成29年11月4日（土）に伊那支部の司法書士、土地家屋調査士合同によるレクリエーションが行われました。内容は、マレットゴルフ大会と懇親会を予定しておりましたが、当日は午前中からわか雨により予定していましたマレットゴルフ大会が中止となりましたので懇親会のみで開催でした。会場は駒ヶ根市東伊那の高台にあるレストランでした。11月ということ

で紅葉の見ごろは過ぎておりましたが、見晴らしのいい所でした。伊那支部の司法書士、土地家屋調査士合わせて28人での懇親会でした。普段あまり顔を合わすことのない司法書士の先生方とお話させて頂き大変、有意義な会となりました。来年はレクリエーションもできればと思っております。

飯田支部研修旅行

飯田支部 森 慎一郎

飯田支部の研修旅行は隔年で行われていますが、今回は「震災復興の視察」を兼ね、10月29日から2泊3日の日程で、13名にて九州の熊本方面へ行って来ました。出発時には前日より台風が近づいており飛行機が飛ぶか心配されましたが、予定通りに離陸、途中風により飛行機が大きく揺れることがあり怖い思いをしつつもなんとか熊本空港に到着し研修旅行のスタートです。

熊本空港に到着後、最初の目的地は「阿蘇火山博物館」でしたが、そこに向かうバスの道中、熊本地震の際に崩落してしまった阿蘇大橋の近くを通りました。みなさんも当時のニュースでご覧になられたかと思いますが、山が崩れその土砂により橋が落ち大学生が運転していた車が巻き込まれてしまったあの現場です。あれから約1年半が経ち、テレビなどのメディアで現在の状況を見ることも少なくなっていたこともあり、道路なども復旧し普通に生活できているものだとは思っていました。しかし土砂崩れはそこだけではもちろんなく、現地はいたるところで未だに工事が行われており、道路も仮設、迂回しなければならない場所、さらにはまったく手付かずの場所もあり復旧の途上であることがわかりました。阿蘇火山博物館に着いてからは、職員の方から震災当時の様子、また3年前の阿蘇山の噴火、阿蘇地方の歴史等についてスライドを使い講義を受け、昼食をとった後、これもテレビのニュースで見たかと思いますが、震災により拝殿や楼門が倒壊してしまった阿蘇神社やその周辺を散策しました。また、バスの車窓からではありましたが熊本城を見学、崩れた石積により地震の揺れの大きさを目の当たりにしました。実際に現地を視察して、博物館の職員の方や神社で語り部をされている方、バスの運転手さんの被災された生の話を聞くことにより復旧復興はまだまだであるということを感じた一日目となりました。

二日目は、天草方面へ観光です。世界遺産『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』の含まれている三角西港に立ち寄り、ちょっとしたハプニングもありましたが遊覧船



阿蘇火山博物館にて研修



三角西港にて集合写真

に乗り天草の海に浮かぶ島々や、それらを結ぶ5つの大橋を見学、お昼は新鮮な海鮮料理を食べ、夜は熊本の名物馬肉料理に舌鼓。とにかくおいしいものを頂いた一日となりました。

三日目は佐賀県の吉野ヶ里遺跡へ。広大な敷地に弥生時代の集落や建物が復元されており、卑弥呼の生きた時代を感じる時間となりまし

た。最後に福岡県の太宰府天満宮に寄り学問の神様にそれぞれお願いをし、帰路につきました。歴史に触れ、太古のロマンを感じた最終日となり、参加された先生方とは、真剣にそして楽しく親睦を図ることができた三日間となりました。

松本支部研修旅行

松本支部 成田 充

平成29年度の松本支部研修旅行は、11月3日から11月5日の2泊3日の日程による「世界遺産の紀伊半島と高野山」の旅でした。今年の参加者は正副支部長をはじめとする会員16名。支部研修旅行の初参加者は私だけでした。

まだ薄暗い朝6時20分に安曇野IC東から出発した貸切バスは、松本駅（アルピコプラザホテル）前で賑わいを増し、信州塩尻自動車学校前のコンビニエンスストアで全員を乗せ、一路南紀勝浦港へと出発しました。

初日は、距離も距離だけにほぼ移動日。車窓から望める紅葉を肴に一杯やりながら、ビンゴ大会。「ビンゴシュート」の掛け声と共に腕を突き上げ、大いに盛り上がり、私は見事10番賞

「今回の旅行記原稿依頼付の景品」をいただきました。宿泊は、ホテル浦島。2つの洞窟風呂は風情があり、すこし硫黄成分の入った温泉に道中の疲れを癒し、この日の夕飯はバイキング。和歌山県はマグロの養殖が盛んという事もあり、マグロ尽くしのメニューに大満足でした。

2日目は、世界遺産熊野古道。世界文化遺産那智大社の少し手前、大門坂でバスを降り、熊野古道の一部を体験し、日本三大名瀑の一つ、那智の滝を見物しました。落差133mの一段滝は、飛瀧神社の御神体となっており荘厳な雰囲気を感じておりました。その後、長い階段を登りやっとの思いで到着した那智大社は、朱塗り



11月3日（金）ホテル浦島への栈橋



11月4日（土）熊野古道大門坂

の社殿と周囲の山の色が対照的で神聖な雰囲気でした。

この日の宿泊は、古賀の井リゾート&スパ。深さ120cmの円形の露天風呂に旅の疲れを癒し、宴会。懇親ゲームに大いに盛り上がりました。



那智大社



那智の滝



本州最南端 潮岬展望台



潮岬 橋杭岩



11月4日(土) 白浜 三段壁



11月5日(日) 高野山 金堂

最終日は世界遺産の霊場高野山。数あるお墓の中には企業のものもあり、中にはロケット型のお墓やトランシット型のお墓もあり面白かったです。また、専門のガイドさんと共に参拝し信仰に関する見識を深めることができました。普段よく耳にする言葉「おかげさま」、他人から恩恵を受けた時に使う言葉ですが、元々は「神仏など偉大なものの陰でその庇護を受けること」が由来であるということを知りました。

帰りの道中は、さすがに三連休の最終日ということもあり渋滞も多く、1時間ほどの遅延がありました。道中何事もなく無事に帰って来られたのは、「おかげさま」だったのでしょか。

最後になりますが、総務部旅行担当理事の皆様をはじめとする参加会員の皆様、ドライバーさん、添乗員さん、ガイドさんに心から感謝いたします。本当に楽しい旅行でした。ありがとうございました。



11月5日（日）高野山 奥の院参道

支 部 便 り

木曾支部長 越 取 淳 一

七人の侍、数年前支部会員数が7名になってしまい寂しいかぎり原稿を書いたことがありましたが、我が木曾支部今年もグレンジャーこと、5名の会員数となってしまいました。

それぞれ個性的ではありますが、色は華やかな色ではなく皆さんいぶし銀のシルバー色です。役員選出はすごく大変ではありますが、何とか今年も頑張るつもりです。

さて私事で恐縮ですが、昨年春より木曾町新庁舎建設に伴う委員になってしまい月1、2回の会議に参加する事となりました。各種団体の代表の方々と新しい町役場につき話し合いをするわけではありますが、公共の建築物を建設する仕組みなど解るはずなどありません、いったいどうなるやらと思いましたが委員の中には建築を専門としている大学教授の先生もおり、何とか様子を見ながらみんなで話し合う事ができ

ました。そんな中最初に決める事ができたのが、すべての会議を公開とすることでした、誰が決めたか判らないなどと言われるのだけは無いようにと行政の方も理解していただきどの会議にも一般の町民が参加する事ができるようにしました。

その後半年ほど検討をし、概ねの要項をまとめ設計者の選定をするにあたり全国にむけて公募をするとしました。そんな中11月に公募をしたところなんと200を超える応募がありびっくりしました。それぞれが個性的であり綺麗な図面でどれを見てもすばらしく、その中から5者を選ぶ予定でしたので大変苦慮しましたが何とか乗り切り12月にはプロポーザルの形式をとる二次審査を開催いたしました、当然公開とし大勢の皆さんにもきていただき、地域の小学生中学生のほかインテリア科の高校生もみえ会場は

満員で設計者が制作した200分の1の精工な模型に子供達も大喜びで大変良かったです。

審査の結果千葉県的设计者が選ばれ、これからは具体的な施設配置などを打ち合わせながら

進める予定です。どんな庁舎になるのかはこれからのところではありますが、平成の時代を代表できるような建築物（オール木曾ヒノキ？）になってほしいものです。

持ち主不明の土地、「九州」より広く「満州国在住」の登記も

大町支部 西山 登美男

去る10月27日午後3時より支部会恒例の不動産登記研修会及びキノコ鍋を囲む会を開催しましたので報告いたします。

本研修会は法務局大町支局の協力を得て最近よく話題に上がっている以下の内容について支局長、統括、表示登記官それぞれにご講義をいただきました。

- ①法定相続情報証明制度について
- ②不動産登記事務取扱手続準則72条2項「特別な事情」について
大町支局から注意する点
- ③不動産登記規則93条について、法務局側より申請側に対して改善すべき点
- ④サービス付高齢者向け住宅の種類について
統一した法務局の見解
(近年増加している老人ホーム、寄宿舍、養護所、住宅の日帰りホーム等)

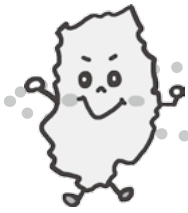
全支部会員の参加の中、まずは法務局よりオンライン申請の促進について、コンビニエンスストアで発行された印鑑証明書の原本還付についての注意事項の話があり各議題の講義に入りました。

特に感じたことは、①自分の担当地区と、他地区や全体では考えが色々違うこと。②電子化が進む中オンライン申請の変化に対応していけるか。③日本全体が大きな過渡期にあり今までの価値観、行動で、今後間違いを起こしてしま

わないか。④立会など説明する側と説明を受ける側で理解の違いが起こらないか等色々な事が頭をよぎりました。様々な立場の人の話を聞き、世の中の流れや人の考え方の多様性を感じ、今後も此の様な研修会で知識、技術を習得し自分のスキルをアップさせる必要性を感じ大変有意義な研修会になりました。

その後場所を移しご講義をいただいた法務局の支局長、統括、登記官を交え昨年採れたキノコで鍋を囲みました。去年はキノコの出が悪く3種類しか入っていない寂しい鍋になってしまいましたが支部会員のご講演者に対する質問の手は尽きることなく例年以上の盛会の内に終わることができました。全員で考え、おいしく、楽しく、有意義な時間を過ごすことができました。ご講演者並びに参加された支部会員の皆様に御礼申し上げます。





全国青年土地家屋調査士大会in岩手 参加報告

長野支部 猪飼 健一

昨年の11月18日（土）に岩手県盛岡市で開催された「全国青年土地家屋調査士大会 in 岩手」に参加してきましたのでご報告いたします。

“青年土地家屋調査士”とは全国で約30近い都道府県に本会とは別組織で任意に立ち上げた青年土地家屋調査士会（以下、青調会という）の会員で、それぞれ会則は違いますが概ね会員資格として50歳未満もしくは開業10年以内となっています。（青年会議所など団体にはよく青年組織があり、司法書士会は青年司法書士協会として独自の活動を活発にしているようです）

ただし公的な組織ではないので、上記資格を満たさなくても賛助会員等で在籍して私のような年齢やそれ以上の先輩方も若手と一緒に活動しています。

そのような“自称”青年を含む若手土地家屋調査士の仲間達が年に一度一堂に会して研修と酒を酌み交わしに集まるのが「全国大会」として開催され、今年で14回目となります。

そもそも長野には青調会は存在せず、“青年”の資格も無い私は3年前の熊本大会から長野支部を中心とした若手会員と共に参加しています。

ではなぜ無関係のような私がこのような大会に顔を出すようになったのかというと、そのきっかけとなったのは、私が4年前から日調連の委員を拝命し、年に数度連合会での会議を通して全国に友達が多くでき、また連合会の役員

や理事を見るとその大半が地元の青調会の中心メンバーなので一体どんな活動をしているのか非常に興味をそそられたからです。

熊本大会は2泊3日の行程で平成26年の秋に開催され、熊本会の女性会員の熊本城見学ツアーに参加し、分科会に別れた研修などその活動に感動したのですが、その半年後震災により熊本城の無残な姿をテレビで見てショックを禁じ得ませんでした。

しかしその直後から福岡を中心とした青調会会員が全国の仲間にもネットで支援を呼びかけ、物資の輸送や募金活動などは本会や連合会に先駆け、いち早く行動していたことが大変印象的でした。

昨年は神奈川大会で小泉進次郎議員の講演を聞き、今年は岩手会が当番会で盛岡で開催されました。

開催地はその年の大会懇親会のクライマックスに立候補制で「次は我が会が！」と手を挙げた会が翌年開催することになっています。

常日頃青調会の仲間達は専用のメーリングリストで全国と情報交換をしており、SNSのFacebookで友達を増やして交流していますので、年に1度しか会えない仲間同士でも大会の場に集えば長年の友達のように会話の話題に事欠きません。

その仲間達とは役職や年齢の垣根を越えて付き合えるので、ネット上の彼等の意見の応酬から得られる情報は、本会からの連絡や法務局の通達などとは違い本当に現場で実践している生

の技術的・法的・社会活動的な情報が得られることがなよりの醍醐味と言えます。(いつも真面目な話題だけではなく、ツッコミ満載のおちゃらけ情報も豊富ですので飽きません)

昨年秋より関東ブロックの新人研修の講師を仰せつかり、目の前にキラキラした多くの新人が対峙していると、どうしても役職として自分の立場と若手との距離感を感じてしまいます。しかしこの大会に集まる仲間は現役会長や連合会役員も多く参加しますが、ほとんどは私よりも年齢が若い彼等と、目線が同じ世界なので気楽に飛び込むことができるので毎年楽しみな行事です。

さて、前置きが長くなりましたが、今回は長野支部の西沢正樹君、本保雅規君、丸山進悟君と4人で土曜日朝一の北陸新幹線と東北新幹線を乗り継いで盛岡まで約3時間少々鉄旅。早いんですね。到着して小雨の中、早速盛岡の連合会理事さんから教えてもらった名物の「じゃじゃ麺」を堪能。



前日の金曜日入りした人向けに三陸方面の震災復興見学バスツアーが企画されていたようですが、今回は一泊でしたので断念しました。

午後から大会本番の基調講演を岩手青調会の下斗米さんから震災以降の調査士活動、提言を

まとめた「震災以降の活動報告」を、第2部はおなじみ寶金先生から途中で寸劇入りで基調講演が行われ、活発な質問と意見交換が行われました。(本番の講演内容について100文字程度しか書きませんが非常に内容の濃い講演でしたよ)



夕方からの大懇親会では岩手会のおもてなし、毎年夏に開催される「盛岡さんさ踊り」で開会宣言、余興では各会代表者による「わんこそば大会」。

長野からは新人の丸山君が奮闘してくれました。(1分間で30杯以上は食べてたね)

熊本以来久々に合う仲間とも再会を喜び、更にその後二次会会場に場所を移して夜が更けるまで他会の仲間たちと楽しみました。(最後の方は記憶が定かではないのですが・・)



だ設立していないのですが参加すれば楽しい遠方の飲み会に参加しています。

そして今回の宴会で次回の開催地は岐阜会が立候補し開催地として決まりました。来年は隣県なので余裕をもって行けますから、彼等がどんな催しを用意してくれるか今から楽しみです。

我々長野もいつまでもお客様で楽しんでいる訳にはいかないでしょう。

現在長野県青年土地家屋調査士会の設立の準備をしています。上記のとおり公的な組織ではないので非常にゆるい集まりではありますが、本会や支部では実現できない企画や交流を目標に検討しています。“自称”青年としての活動ですから本来私が行うべきではないでしょうが、真の青年の人達が活動できる土壌ができるまでお手伝いしたいと思っています。

もしこの活動に興味がある方は年齢、業務歴に関係無くご参加いただければと思いますので、まずはメル友から参加いただければと思いますので私までメールを下さい。専用のメーリングリストを用意してありますからそこで情報発信します。

正式に設立しましたら正会員の募集をしていきたいと思ひますし、賛助会員の募集も行います。

実態は「楽しい勉強会と楽しい飲み会」が目標です。

そして他会の仲間達が「土地家屋調査士発祥の地の長野で大会をやってくれたら必ず行くよ」と言ってくれている期待に応える日がくることを楽しみにしています。



翌日は予定がなかったのでせっかくだからと世界遺産の中尊寺と毛越寺を見学して旅の締めとなりました。



この大会は、だから何か共同宣言を提言するとか、本会や連合会にももの申すためとかいうややこしい話しは一切せず、単純に懇親を深めに集まって情報交換する場にすぎません。

従ってまだ青調会が無い会も多く、長野もま

関ブロ親睦ゴルフ大会報告

伊那支部 原 一 馬

21年前、半年ほど土地家屋調査士試験の受験予備校に通いましたが、その時の勉強仲間2人（山梨、千葉）と2年前から関ブロゴルフで一緒にラウンドするようになりました。前回は大箱根カントリークラブでしたが、前夜、十数年ぶりに酌み交わす酒は大盛り上がり、はしゃぎすぎて翌日は二日酔いのゴルフでした。今年は前夜の酒を控えようと思っていましたが、旅先で楽しい酒をセーブするのは難しいものです。裾野駅前（静岡県）の寿司屋で一杯やりましたが、店主はゴルフを真剣にされてきた方で、カウンター貸し切りの我々とゴルフ談義に花が咲き今回もシッカリ飲んでしまいました。当日のゴルフ、長野会からの参加者は長野支部の猪飼さんと私の2人でした。裾野カントリー倶楽部

の景色は素晴らしく、小綺麗なキャディさんは若くてよく走ってくれる気持ちの良い娘でした。静岡会のみなさんの気配りの行き渡ったご対応も大変嬉しく思いました。前夜のゴルフ談義が効いたのか、この日パターが絶好調、20メートル近いパットも入っていて、前半は44のスコアで回り、後半のハーフは17番まで3バーディだけどパーなし。18番（par5）でバーディを取ればパーなしの30台がでるかも、同伴プレーヤーが固唾をのんで見守る中、18番のティショットは左の林の中へ、無理を重ねて上がってみるとスコア9、最後に厳しさを味わいました。次回の関ブロ親睦ゴルフ新潟県の長岡カントリー倶楽部を楽しみにしています。

詰将棋

第29回



※解答は51ページにて掲載
(長野支部 北原 匡尚)

【第1図は初期局面】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
▲									▲	一
▲							▲	▲	▲	二
▲						▲				三
▲					▲	▲	▲			四
▲										五
▲										六
▲										七
▲										八
▲										九

▲ 先手 金二

平成29年度土地家屋調査士試験合格証書交付式

昨年12月20日（水）に長野地方法務局において、平成29年度土地家屋調査士試験における合格者への合格証書交付式が行われました。本田法務局長より一人ひとりに合格証書が手渡

されました。

これから私たちと共に、土地家屋調査士として良い人生が送れるよう全員で盛り上げていきましょう！



伝言板

連絡網訓練結果報告

総務部長 堀内正敏

去る12月4日から12月11日に災害時緊急連絡網訓練を実施しました。

各支部長からの結果報告を一つにした表、および意見・感想をここに掲載させていただきます。

さまざまな意見はあるかと思いますが、「備えあれば憂いなし」の精神で、いつ起こるかわからない災害に備えておきたいと考えております。今回の訓練で戸惑った方がいたとすれば、訓練を行った価値があったかと思えます。

なお、長野県土地家屋調査士会のホームページに、昨年度までの災害対策委員会の報告書等が掲載されていますので、是非ご覧ください。

最後になりましたが、支部長、連絡員の皆様にご尽力いただいたことに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

平成29年 連絡網訓練結果集計表

①会員より : 2017.11.27～2017.12.03

②連絡員より : 2017.12.04～2017.12.11

支 部 名	長野	飯山	上田	佐久	諏訪	伊那	飯田	松本	木曾	大町
会 員 数	96	15	29	39	35	47	29	68	5	10
①期限内に連絡有り	70	13	0	0	33	46	28	59	3	10
②連絡員より確認	23	2	29	39	2	1	1	9	1	0
③未確認	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	96	15	29	39	35	47	29	68	5	10

各支部からの意見・感想

- ・訓練を毎年行うことは災害への備えをするうえで必要なことと思います。
- ・できれば数年ごとに訓練の方法等を変えて行えれば良いと思います。
- ・今春支部の連絡網を作成したが、有事の際、機能するのか不安であったが、とりあえず作動する事が確認できたので安心した。
- ・まったく会の活動に参加する気のない会員がいる事を感じた。
- ・思ったとおりスムーズに連絡が出来た。又12月6日の震度4も実践で対応できた。
- ・会員名簿にメールアドレスの記載がない人は事前連絡を郵送し、訓練開始の連絡はファックスで行いました。
- ・連絡網訓練の名称検討が必要かと思います。小学校での連絡網イメージの会員がいます。
- ・メールをチェックしないという会員がいました。今後もメールチェックはしないと予想されます。
- ・ファックスの使用も必要かと思いました。
- ・訓練のため、自分も含め緊張感がない。万が一の時には、支部長・副支部長・班長（連絡員）の連携が必要。
- ・今回は良かったです。

広報部からのお知らせ

広報部長 松 永 宏 樹

会報発行回数の変更について

関東ブロック協議会参加報告にも記載しましたが、来年度より会報の発行回数を年2回といたします。発行予定は新春号（2月ごろ）、夏号（7月ごろ）を考えています。

今後はホームページの充実に努め、リアルタイムの情報提供を行っていきたくと考えております。

回数が減る分、各号を充実させ、会員間の情報の共有を図りたいと考えております。今後も引き続き、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

平成29年度 第2回長野県土地家屋調査士会 会員研修会のお知らせ

業務研修部長 平井克尚

平成29年度第2回会員研修会を以下の内容で開催いたします。

すでに参加出欠のご連絡をいただいておりますが、欠席とされた場合でもご都合つく会員の方の当日出席も可能ですので、ご参加お待ちしております。

- ・開催日時：平成30年2月26日（月）
- ・開催場所：松本キッセイ文化ホール（中ホール）（長野県松本文化会館）

松本市水汲69-2

- ・会員受付 9:30～9:50
- ・開校式 9:50
- ・会員のみ研修会 10:00～11:45
「今さら聞けない筆界特定」
 - ・基本的な申請書の作成等
講師：松永宏樹 広報部長
- ・公開講座 13:00～16:30
第一部：「境界問題の解決に向けて」
～どこにどのような手立てがあるのか～
(1時間)
講師：顧問弁護士 相馬弘昭先生

第二部：「法定相続情報証明制度について」
(1時間)

講師：長野地方法務局 不動産登記部門統括登記官 滝澤宏巳様

第三部：「所有者不明土地を隣接地とする土地の筆界特定制度（筆特スキーム）について」(1時間)

講師：日調連理事 丸山晴広様
(筆特スキーム経験者)

- ・閉講式 16:30

※午前中は長野会会員のみ対象の研修会となります。午前の部からの出席をお願いします。CPD対象研修会です。CPDカードをご持参ください。

「会員証」を着用の上、出席してください。

当日参加の方は、各自で昼食のご用意をお願いします。

午後は公開講座となります。



政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 上原兼雄
〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2
電話 026-232-4566
FAX 026-232-4601

★共に学ぼう★

公開講座

※長野会会員は9:30受付
10:00～「今さら聞けない筆界特定」
の研修から出席をお願いします。

平成29年度 第2回
長野県土地家屋調査士会研修会

相隣関係永遠の課題として
【第1部】講演会 13:00～14:00
「境界問題解決に向けて」
～どこにどのような手立てがあるのか～
講師 当会顧問弁護士 相馬弘昭 先生

知って得する新制度
【第2部】講演会 14:15～15:15
「法定相続情報証明制度について」
～あなたの相続手続きを応援します！～
講師 長野地方法務局 不動産登記部門
統括登記官 滝澤宏巳 様

空き家・空き地対策の切り札になり得るか！
【第3部】講演会 15:30～16:30
「所有者不明土地を隣接地とする土地の
筆界特定制度（筆特スキーム）について」
講師 日本土地家屋調査士会連合会
理事 丸山晴広 様

平成30年2月26日(月) 12:30～16:35
(公開講座受付)

キッセイ文化ホール 中ホール (長野県松本文化会館)
松本市水汲69-2



長野県土地家屋調査士会

Tel 026-232-4566 Fax 026-232-4601

問い合わせ先

E-Mail naganolb@nagano-chosashi.org

第29回詰将棋の解答

【第1図】より…

- 1手：▲2一金 2手：△同 玉
 3手：▲2三飛成 4手：△同 金
 5手：▲3二金 【第2図】

【第2図は▲3二金まで】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
▲								王	皇	一
▲							金		卒	二
▲								卒		三
▲						桂	卒	馬		四
▲										五
▲										六
▲										七
▲										八
▲										九

▲ 先手
 △ なし

編集後記

皆様、あけましておめでとうございます

例年になく雪の早い冬となりました。特に、中野以北や大北地方の県北部では積雪が多いと聞いています。

全国に目を移すと毎年ニュースとなるのが、青森県の酸ヶ湯温泉の積雪でしょうか。すでに3mを超しているとの事で驚きです。なぜ、その様な豪雪地方に暮らし続けているのか、他所に住んでいる者に想像することは出来ません。先人よりその土地に土着し、文化を築き、暮らしを受け継いで来た事に、頭が下がります。反面、国を上げて空き家対策を進めていくほど、

人々の暮らしの範囲は変化しています。

初詣でおみくじをひいたら、仕事の欄に「職は土に縁ある職よし」と書かれていました。人の暮らしの範囲や形態が変化しても、調査士として、ひとつひとつの土地に縁を持ち、依頼者の暮らしに向き合う商売である事を改めて思い出させた言葉でした。

冬は調査士泣かせで、皆様大変ですが、どうかお身体に気をつけて業務に励んで下さい。

本年も「会報ながの」を、宜しく願いいたします。

(会報編集委員 品田尚志)



会報ながの第203号

平成30年2月15日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 松本誠吾

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399番地2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <https://www.nagano-chosashi.org/>
E-Mail naganolb@nagano-chosashi.org



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO